

議案第 43 号

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う
財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴い、別紙のとおり財産処分することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日 提出

南風原町長 赤嶺 正之

（提案理由）

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴い、ふるさと市町村圏基金に属する財産処分について協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出する。

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分について、次のとおり定める。

（財産処分）

第1条 組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分は、ふるさと市町村圏基金に属する財産のうち、組合格約第13条第2項に規定する関係市町村の出資金9億円とする。

2 前項に規定する関係市町村の出資金9億円は、別表に掲げる出資総額に応じて関係市町村に帰属させる。

（その他）

第2条 この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に定めのない事項については、関係市町村が協議の上、別に定める。

別表

ふるさと市町村圏基金出資額

(単位：千円)

関係市町村名	出資総額	出資年度額	
		平成4年度	平成5年度
浦添市	107,874	53,937	53,937
那覇市	333,225	166,613	166,612
豊見城市	56,277	28,139	28,138
南風原町	43,488	21,744	21,744
与那原町	28,179	14,090	14,089
南城市	92,619	46,311	46,308
八重瀬町	48,735	24,367	24,368
糸満市	65,538	32,769	32,769
久米島町	37,836	18,917	18,919
粟国村	14,508	7,254	7,254
渡名喜村	14,067	7,033	7,034
座間味村	14,382	7,191	7,191
渡嘉敷村	14,256	7,128	7,128
南大東村	14,949	7,474	7,475
北大東村	14,067	7,033	7,034
計	900,000	450,000	450,000

備考

- 1 出資金の割合は、均等割30%、人口割70%とする。
- 2 久米島町の出資金は、仲里村及び具志川村の廃置分合以前における両村の出資額を合算した額とする。
- 3 南城市の出資額は、大里村、佐敷町、知念村及び玉城村の廃置分合以前における4町村の出資額を合算した額とする。
- 4 八重瀬町の出資額は、東風平町及び具志頭村の廃置分合以前における両町村の出資額を合算した額とする。

